

会員・ST マーク使用許諾契約者各位

一般社団法人 日本玩具協会

### スマートフォンと連動する機能を有する玩具の ST 検査受入について

スマートフォン（これに類する機能を有するもの(タブレット端末など)を含む。）の普及に伴い、スマートフォンの多様な機能を利用した玩具（以下「スマホ連動玩具」という。）が開発・販売されている。

なお、これまで、「スマホ連動玩具」の ST 検査受入（ST マーク使用許諾）については、試験方法や追加アプリへの対応などに課題があることから、原則としては ST マーク対象製品とはしないこととしつつ、個別の申請において ST 基準判定会議においてその受入の可否について判断を行ってきていた。

しかし、近時、15 歳未満の低年齢層にもスマートフォンの利用が広がってきており、スマホ連動玩具の ST 検査申請が増えてきているところ、これら玩具の ST 検査受入（ST マーク使用許諾）について改めて検討を行い、当協会の方針を下記のとおり整理した。

### 記

1. 次の「スマホ連動玩具」を、原則、ST 検査に受け入れるものとする。（ST マークの使用を許諾する。）
  - ① スマートフォンからの信号により動作する玩具（RC の操作盤（Console）としてスマートフォンを利用する玩具など）
  - ② スマートフォンの画面表示や音声遊びの要素として組み込まれた玩具
  - ③ その他、上記に類するもの
  
2. 「スマホ連動玩具」については、それぞれについて個別に検討すべき事項が存在する可能性があるところ、当面、ST 基準判定会議で個々の申請について検討を行い受入の可否の判断を行うものとする。
  
3. 「スマホ連動玩具」の ST 検査における「スマートフォン」・「アプリケーション・ソフトウェア」（以下「アプリ」という。）の取扱い

ST 検査では、「スマートフォン」及びその「アプリ」自体は、原則として、当該玩具（スマホ連動玩具）を構成する一部としては取り扱わず、ST 基準の適用から外す。

具体的には、①スマートフォンの画像表示・音響機能は、ST 検査の対象とはしない、  
②「アプリ」に係る損害（誤操作による課金など）は ST 制度ではカバーしない。

従って、スマートフォン自体の破損、スマートフォン自体の画像表示・音響機能に起因する人的損害、「アプリ」に係る損害（誤操作による課金等）などは、ST 制度に係る賠償補償の対象とはならない。

#### 4. 「スマホ連動玩具」本体の検査について

スマートフォンを用いた玩具の操作等（例えば、RC の操作盤としてスマートフォンを利用するケースなど）については、それに対応する ST 基準の要求事項がある場合には、当該 ST 基準を適用し「スマホ連動玩具」本体の機能を試験する。

（注 1）「スマホ連動玩具」の音響試験(ST 基準第 1 部 4.23 関係)

スマートフォンからのシグナルに従って「スマホ連動玩具」本体が音を発する場合は、現行 ST 基準第 1 部 4.23 に規定する「音圧レベルが外部機器（例えばテレビ、コンピューター）によって決定される、外部機器と接続又は連動する玩具」に該当し、当該玩具への同条項の適用は免除されることとなる。

（注 2）落下試験等は、(玩具本体にスマートフォンを装着した状態で行う必要があるところ)、ダミー（模擬品）を用いて行うものとする。

#### 5. 追加アプリの取扱い

「スマホ連動玩具」の発売後、新たに当該玩具に係る「アプリ」を追加する場合は、製造業者は、追加「アプリ」のインストール指示の中で、「本件アプリは ST マークの対象ではない」旨の条件を明記し、利用者からその承認を得るものとする。

#### 6. 上記を踏まえ、「ST 基準」を次のとおり改定（下線箇所を追加）する。

（施行日は平成 27 年 1 月 1 日）

## ST 基準第 1 部（「第 1 章 適用範囲」）

### 第 1 部

#### 第 1 章 適用範囲

(略)

次の品目は、本基準では玩具として、本基準を適用する。

- (1) おしゃぶり・歯固め
- (2) クリスマス用品・ハロウィーン用品等
- (3) 遊びの要素のある携帯電話ストラップ
- (4) テレビに連結して使用するビデオ玩具
- (5) スマートフォン（これに類する機能を有するもの(タブレット端末など)を含む。）を利用した次の玩具

① スマートフォンからの信号により動作する玩具（RC の操作盤（Console）としてスマートフォンを利用する玩具など）

② スマートフォンの画面表示や音声遊びの要素として組み込まれた玩具

③ その他、上記に類するもの

(注) スマートフォン及びそのアプリケーション・ソフトウェア自体は、玩具を構成する一部とは見做されず、従ってこの基準の適用を受けない。

次の品目は、本基準では玩具とみなさず、本基準の適用対象とはしない。

(略)